

令和2年度第2回小平市文化財保護審議会 要録

日 時 令和2年8月28日（金）13：30～16：30

会 場 中央公民館 学習室4

出席者 委員 9名
事務局 文化スポーツ課 4名
小平市文化振興財団 1名

傍聴人 なし（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、募集せず）

<議 事>

1 報告事項

(1) 小平ふるさと村旧小平小川郵便局舎黒塀修繕について

【委 員】 修繕案①の樹脂製竹垣、修繕案②の防腐処理板塀ともに模造品である。そうしたものは小平市の伝統的生活文化を保存する趣旨で建設されたふるさと村にはふさわしくない。昔の小平市域の民家は、皆生垣であったのだから生垣にすべき。

【委 員】 黒塀をそのまま復元するのも方法では？

【委 員】 そもそもここに塀を作っておく必要があるのか考えてみるべき。北側の黒塀は通用口通路沿いであり、お客さんは常に通行する主要見学ルート上ではない。塀の裏に一般に見せたくないものを置いておいたりしているとか、塀がないと困る理由があるのか？

【事 務 局】 塀の裏側にはふるさと村の管理棟があり、管理棟のエアコンの室外機などがある。そうしたものが見えるのは、伝統的工法で建造されているふるさと村の建物群とは違和感が生ずると思う。

【委 員】 黒塀は板塀の表面に腐食防止のための柿渋を塗布したもので、かつては神社・寺院などに建てられた。

【委 員】 ふるさと村をつくった意義に立ち戻って考えるべき。

【事 務 局】 黒塀は現状で支柱の一部が腐食してすでに傾いており、放置は危険である。まず塀を撤去してその状況を見てから、今後どのような塀が望ましいか検討したい。

(2) 鈴木遺跡国指定史跡化推進事業について

① 鈴木遺跡発掘調査総括報告書の刊行について

【委 員】 総括報告書を拝見したが、縄文時代以降、石神井川の源流部が下流の東に移動した理由がわかりづらい。そもそも素朴な疑問として、なぜ鈴木遺跡の所に旧石器が埋蔵されているか、その理由からして素人にはわからないのである。『概要

版』では、そうしたところからわかるような内容にしてほしい。

② 鈴木遺跡国指定史跡化地権者同意取付状況について

→ 特になし

③ 鈴木遺跡の国指定史跡指定意見具申書の提出について

【委員】 今回令和2年7月末に意見具申した範囲は、配布資料の図に示す鈴木遺跡の範囲内の濃密に旧石器が埋蔵されている範囲のすべてではない。そうした土地も史跡指定に値する土地だと思うが、今回の史跡指定に含まれなくてもよいのか？

【事務局】 史跡指定するためには土地所有者の同意が必要であり、同意が得られなければ指定の意見具申には含められない。史跡指定はいつまでに行わなければならないという期日は定められていないため、他市の史跡でも同様だが、土地所有者の同意が得られた時点でその都度「追加指定」を行い対応していくことになる。

④ 今後の鈴木遺跡国指定史跡化推進事業の見通しについて

→ 質疑なし

(3) 小金井サクラ補植事業の現状について

【委員】 小金井サクラは、江戸時代の時点でも立ち枯れが生じており、枯れた時には近隣の農家が伐採し、新たなサクラ苗を植えて維持されていたはずである。水路の両脇にサクラを植えたのは、サクラが水を清めるという伝承と、サクラの花見に来る人たちによって用水路の土手が踏み固められ、土が締まる等の効果を狙ったものである。そのため、江戸時代の上水道としての玉川上水は、小金井サクラと一体のものといってよい。しかし、戦後上水として使われなくなって水路の管理をしなくなり、現状のようにサクラ以外の樹木が繁茂するような状態となった。現在の上水として使用されていない玉川上水のあり方を考えると、現在生えているケヤキなどの雑木を皆伐採してしまうのはどうかと思う。

【委員】 自身が子供のころには玉川上水はすでに、サクラだけではなくケヤキなどの樹木が生え始めていた記憶がある。

【委員】 小金井ザクラを構成するサクラの樹種は、ヤマザクラである。ヤマザクラは山の中に生えている状態のものを見ればわかるが、本来自然木だから他の樹木と共存して生えている。ヤマザクラは自然の中では、樹林の内に混在してみられる。であれば、サクラは玉川上水樹林空地等の植えられるところに植えればよいと思う。

ただし、上水内の樹木は大きすぎはいけない。それは、樹木が大きくなりすぎると、素掘りの用水路はその重みを支えきれずに崩落してしまうからである。現状の樹木高でも大きすぎと思う。もう少し樹木高を小さく管理すべきである。

【委員】 玉川上水の用水路法面は、素掘りのため乾燥すると崩落の危険度が高まると聞いている。現状は樹木に覆われ法面まで日光が当たらずに常時日陰となっているので、法面表面が乾燥せず結果として崩落が起きていないとも想定できる。しかし、それらの樹木が高木化・密集化するとやはりその重みで法面崩落を招いてしまう。玉川上水の史跡価値は堀と法面にあるのであり、法面保護のためには（場合によっては伐採も伴う）樹木の手入れ・管理が必要であり、（どのような事業に関連しようと

も) 樹木の剪定等を行うためには、そのことを市民に対し丁寧に説明していく必要がある。

【委員】 自身が小平市史編纂でかかわってきたなかで判明したのは、玉川上水は1960年台半ばに(淀橋浄水場が廃止され)水道水路としての機能を喪失して以降、何度も廃絶の危機があったが、その都度行われてきた小平市民による玉川上水を守る運動の結果、こうした植生環境が形成されてきたのである。にもかかわらず、それを江戸時代の状態に戻すのはどうかと思う。

【委員】 サクラは、100本育てれば100本とも花の形などが違う個体変異(品種)である。三好先生はこれを調査して個々の品種として位置づけたが、それは種の違いではなく、あくまで人間の見分けなのである。玉川上水ではそれを保存する必要はなく、実生で育った多様な株を育てればよいと思う。

【委員】 玉川上水のあり方は、小金井市域ではサクラ以外の樹木が無い江戸時代の状態が良いとされ、小平市域ではサクラ以外の樹木も繁茂する現状が良いとされていると分類できる。

【委員】 玉川上水のあり方は時代によって移り変わってきている。どの時代のあり方が良いのかが問われていると思う。

(4) 小平市指定有形文化財「海岸寺山門」茅葺屋根修繕事業について

→ 質疑なし。

2 議 題

(1) 鈴木遺跡発掘調査総括報告書概要版について

【委員】 今年度改訂を予定しているという『鈴木遺跡たんけんマップ』は、一般・素人向けとの位置づけであるが、現行版の中身を拝見する限りわかりづらい。

とくに本パンフレットは子供向けという位置づけということであれば、子供が見てもわかることを前提に製作されねばならない。

【委員】 子供向けのパンフレットであれば、なおさら本文の誤字誤植はあってはならない。市民への鈴木遺跡の普及という視点で考えれば、一般向け『概要版』や子供向けリーフレットのほうが総括報告書よりもより重要と思う。

【事務局】 鈴木遺跡の初期の発掘調査で節状剥離をしてくださった森山氏より、概要版は一般向けであるのならば、説明は一般の人がわかる平易なものでなければならず、場合によっては絵本風でもよい。なぜなら、一般の人は旧石器時代を代表する石器であり、考古学者が当たり前のように呼称する、「ナイフ形石器」という名称も知らない、と指摘を受けた。

それを受け『概要版』は一般向けの簡単な鈴木遺跡の「解説書」とし、『たんけんマップ』小学生向けのリーフレットとする方針に変更し製作を進めている。

【委員】 市として概要版を刊行するのであれば、史跡指定がなされる令和3年2月には刊行されていなければならない。その時には概要版を希望する市民全員に配布するべき。

また、概要版は小平市内の小中学校全てに頒布すべき。文化財担当は、来年刊行時はそのことをプレスリリースする勢いで製作する必要があると思う。

【委員】 鈴木遺跡のもつ価値がとても重要で、小平市にとってかけがえのない遺跡ならば、上記3種の製作物に加えて、小平市役所庁舎内にも鈴木遺跡を紹介する展示コーナーがあってほしい。

(2) 鈴木遺跡保存管理等用地整備事業の今後の見通しについて

【委員】 用地整備に当たっては、資料館の場所は変わらないのか？史跡と資料館は隣接し一体のほうが史跡の普及効果は高いと思う。

【事務局】 鈴木遺跡保存管理等用地は、今回国史跡指定を目指す範囲に入っている。史跡は原則その敷地内は地中に埋蔵されている史跡を保存するための用途でしか使用できず、そのため史跡内には博物館等の建物は作れない規定となっている。

同様に鈴木遺跡資料館の敷地も史跡指定を目指す範囲に入れているので、現在の資料館も建て替えはできず、いずれは別の史跡指定されていないところに移設しなおさなければならない。

史跡指定時に既に建っている建物は、現状のまま使用することは認められるので、今後は現資料館の展示室リニューアルなどを行っていくことになると思われる。当面は、用地と資料館の移動ルートについてよく検討して設定していきたい。

(3) その他

・令和元年度の文化財保護審議会で委員より指摘があった文化財の防災について

【委員】 近年日本列島を通過する台風が強大化する傾向があり、生活環境だけでなく文化財への被害も甚大化が目立つようになった。自身が市史編纂で調査した市内の古文書は、文化財指定を受けずに現在もそのまま個人所有で保管されているものが多数ある。そうした個人所有の古文書は、災害等で洪水や建物の雨漏り等で水浸しになったりすると、持ち主は生活廃棄物と一緒に処分してしまう傾向がある。そうした個人所有古文書等の持ち主に対し、市から注意喚起等を行うなど、文化財の災害対策を行わねば、いずれ文化財の災害被害にあうことは避けられないであろう。

【事務局】 これまで担当は鈴木遺跡の国指史跡化のための意見具申書作成に注力してきたため、そこまで手が及ばなかった。ここで意見具申書が完成し文化庁に提出できたので、今後はそうした問題もどうすべきか検討していきたい。

・次回第3回の審議会日程について：

【事務局】 次回は11月13日金曜日に開催で決定。